【配付回収】 在校生(現小1~5年又は現中1~2年)においては、各学校の状況等をふまえ①か②の 〇在校生(10月以降) どちらかで実施してください。 ①現在、アレルギー対応を実施している児童生徒のみ第2号様式の2と第3号様式の配布回収 配付回収 学 校 ⇔ 保護者 ②在校生全員へ第1号様式の2を配布回収し、対象児童生徒へ第2号様式の2と第3号様式の配布回収 第1号様式の2 ●【学校給食における食物アレルギー調査票(第1号様式の2)】 ●【学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続・変更)(第2号様式の2)】 第2号様式の2 ●【学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (第3号様式)】 ・第3号様式 【配付回収】 転入手続き等に様式を配布回収する。 〇転入生 (随時) ●【学校給食における食物アレルギー調査票(第1号様式の2)】 配付回収 学 校 ⇔ 保護者 ・第1号様式の2 配慮等が必要であれば、以下の様式を配布回収する。 前 ●【学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続・変更)(第2号様式の2)】 ・第2号様式の2 年 ・第3号様式 ●【学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (第3号様式)】 度 単独調理場 センター受配校 学 校 ⇒ 学校給食センター 確認後【申請書(第2号様式の2)】をデータで給食センターへ提供する。 〇在校生 1月~5月 〇転入生 (随時) 個別面談(学校) 【食物アレルギー対応食面談調書(第4号様式)】に沿って保護者と関係職員が面談を実施する。 保護者との面談 (保護者・校長(管理職)・給食主任・担任・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員等) ◆個別取組プラン作成 関係書類等から【食物アレルギー個別取組プラン(第5号様式)】を作成する。 学校 〇在校生 4月~5月 〇転入生 (随時) 食物アレルギー対応委員会(校内) 緊急時に備えて 食物アレルギー 面談終了後の全児童生徒の【個別取組プラン(第5号様式)】を確認、検討する。 ●緊急時個別対応票 対応委員会(校内) ・食物アレルギー対応児童の学校生活上の注意点を確認(新担任等との引継ぎ) 【(症状チェックシート) (第8号様式)】を作成する。 ◆特に前年度に面談を ・緊急時の対応の体制整備 ・対応策の検討 実施し、担任が参加で ・全ての事故及びヒヤリハット事例の収集 きなかった場合等は (校長(管理職)・給食主任・担任・養護教諭・センター副所長<sup>※</sup>・栄養教諭<sup>※</sup> 引継ぎを入念に行う 学校栄養職員等\*\*他) ※除去食等の提供がある場合は参加必須 保護者から承諾を得る 学校 保護者 ⇒ 学校 検討した【個別取組プラン(第5号様式)】について保護者から承諾を得る センター受配校 単独調理場 学校 ⇒ 学校給食センタ・ 【個別取組プラン(第5号様式)】をデータで給食センターへ提供する。 ⇒ 保護者 学校給食センター ⇒ 学校 ⇒ 保護者 学校 保護者への決定通知書の作成、通知する。 給食センターが決定通知書の作成し、学校を通して ●【学校給食における食物アレルギー対応決定通知書 保護者に通知する。 (第6号様式)】 ●【学校給食における食物アレルギー対応決定通知書 (第6号様式)】 玍 度 学校 ⇒ 学校給食課と学校給食センター 個別対応報告書を作成し、 教育委員会(学校給食課と給食センター)へ報告する。 ●【食物アレルギー個別対応報告書(第7号様式)】 〆切5月末日 学校給食における食物アレルギー対応の開始 実践 学校 ⇒ 保護者 ⇒ 学校 保護者 ⇒ 解除があった場合は、様式の提出を保護者に依頼する。 アレルゲンの追加があった場合は、様式の提出を保護 ●【学校給食における食物アレルギー対応実施申請書 ●【学校給食における食物アレルギー対応実施申請書 (解除)(第2号様式の3)】 (新規・継続・変更)(第2号様式の2)】 ●【学校生活管理指導表(第3号様式)】 学校 ⇒ 学校給食課 学校 ⇒ 学校教育課 評価改善 ヒヤリハット事例が発生した場合の報告 事故が発生した場合の報告 ①児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合 学校において、食物を原因としたアレルギー症状が ②類似事例が多く発生することが考えられる場合 あり、緊急搬送(公用車等での搬送も含む)された場合 ③事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と ※給食時間、食品を扱う授業、校外学習含む 共有したいものである場合 ●【緊急連絡「第1報」学校安全用】 ●【食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

(第12号様式) 】